

「武田の里にらさき・花火大会」出店要領

出店者は、本要領等を遵守することとし、出店許可後であっても、本要領に違反する行為を行っている、会場の雰囲気乱している、主催者の指示に従わないなど、主催者が不適当と判断した場合は、即刻出店を取り消します。なお、許可取り消しで生じた損害等についても主催者は責を負いません。

また、下記項目の全てについて守られない出店者については、葦崎市がその後行うイベント等への出店は、許可いたしません。

1. 主 催 武田の里まつり実行委員会
2. 開催日時 令和5年8月16日（水） 午後4時～午後9時
※荒天時は中止
3. 会 場 釜無川河川公園
4. 出店資格 次のいずれかに該当する方
 - (1) 葦崎市商工会に加入（令和5年6月1日現在）している方
 - (2) 葦崎市内に店舗を構えている方
 - (3) 葦崎市民からなるグループ及び団体
 - (4) 葦崎市に隣接する商工会（南アルプス市・北杜市・甲斐市）に加入（令和5年6月1日現在）している方
 - (5) その他公共性が認められる団体
 - (6) 露天商（※出店については、別途募集します。）

※ 暴力団関係者・未成年者のみの申し込みはお断りします。
※ 出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁です。
※ キッチンカーでの出店はお断りします。
5. 出店（区画）数 上記「4. 出店資格（1）～（5）」の合計で60区画
* 申込数が区画数を上回った場合
 - ① 出店をお断りする場合があります。
◎優先順位は次のとおりとし、主催者が厳正な抽選により決定します。
【優先順位】「4. 出店資格（1）→（2）→（3）→（4）」
（5）・（6）は主催者で判断・決定します。
 - ② 可能であればエリアを拡大し、区画を増やす場合もあります。
6. 出店場所の割付
出店者確定後に主催者が出店資格別にエリアを設定し、出店者説明会（7月28日（金）開催）において、エリア毎の抽選により決定します。

7. 出店料及び営業補償

- (1) 前記「4. 出店資格の (1) (2) (3) (4)」の方
1区画 25,000円 (テント、会場整備費等)
- (2) 出店資格 (6) の方
1区画 12,000円 (会場整備費等)
※ 主催者がテント等を用意する場合は25,000円
- (3) 前記「4. 出店資格の (5)」の団体は協議により決定します。
- (4) 出店者説明会の際に、出店料を納入してください。
- (5) 確認事項
 - ・主催者の判断により花火大会のすべての開催内容を中止する場合は、出店不可とし、必要経費を控除した後、出店料を返金します。
 - ・主催者の判断により開催時間 (営業時間) を変更 (短縮を含む) した場合は、出店料は返金しません。
 - ・やむを得ない出店区画の変更並びに気象状況等による来場者の減少又は、開催の中止や時間短縮等、いかなる理由においても、主催者は営業に関する補償を一切行いません。
 - ・出店要領及び出店者説明会時に提示する内容を厳守できない場合や主催者の指導指示に従わない場合は、即時閉店とし出店料は返金しません。また、それにとまなう出店に関する損害も補償しません。

8. 出店に際し主催者が用意する物品

テント (2間×1.5間) 1張、長机2台、椅子2脚、白熱電球

※ 1出店者1テントとします。

9. 出店者で準備・対応すること

主催者が用意する物品以外のもの (消火器等)

【発電機】市で設置する電源は、15アンペア (約1,500ワット) まで対応可能ですが、これを超える場合は発電機が必要となります。

【保 険】出店により生じた第三者への損失補償に備え、その責任において必要な保険は各出店者にて加入をお願いします。

10. 出店申込

令和5年6月30日 (金) までに、所定の申込書類に必要事項を記入の上、下記に申し込みをしてください。

(1) 申込先

① 前記「4. 出店資格の (1) (4)」の方 ⇒ 《**葦崎市商工会**》

葦崎市本町1-5-25 TEL: 0551-22-2204

HPアドレス: <http://nirasaki.or.jp/>

② 露天商の方及び前記「4. 出店資格の(2)(3)(5)」の方

⇒ 《武田の里まつり実行委員会事務局》

蕪崎市水神1-3-1 蕪崎市役所産業観光課商工観光担当内

TEL: 0551-22-1111

HPアドレス: <http://www.city.nirasaki.lg.jp>

- (2) 提出する書類（郵送、持参のみ受付します。FAX等では受け付けしません。）
（適切に記入されていない書類は、受付ません。）

① 出店申込書

② 出店参加者名簿（様式1）

③ 出店参加者全員の顔写真入りの証明書（カラー）・・・運転免許証・マイナンバーカードの写し等。

※ 提出書類のサイズはA4になるよう、対応をお願いします。

④ 提供食品の概要書（様式2）・・・飲食品を販売する場合のみ

⑤ 出店の平面図（様式3）

※ ガス・発電機を使用する際は、消火器を必ず記入すること

⑥ 誓約書（様式4）

⑦ 所属団体加入証明書発行願（様式5）・・・上記「4. 出店資格の(4)」に該当する方のみ

(3) 申込書類

蕪崎市商工会・蕪崎市観光協会ホームページ上からダウンロードできるほか、蕪崎市・南アルプス市・北杜市・甲斐市の各商工会及び蕪崎市役所産業観光課窓口を用意しています。

11. 出店資格審査

出店申込を受理した後、前記4※の未成年者・暴力団関係者等に該当しないことを、警察署等関係官庁に身分照会を行い、適格者のみが出店できます。

12. 販売従事者

- (1) 出店申込書により、事前に警察署に身分照会をするため、申込書に記載した従事者以外の従事はできません。（当日、申込書に記載された従事者以外が販売をしていた場合は、査察の時点で出店許可を取り消します。）

従事者を変更する場合は、必ず事務局（産業観光課観光担当）に届出をし、各出店者が、直接警察署に届け出ることは絶対にしないでください。

販売品目の変更の場合も同様に、直接保健所に届け出るのではなく、事務局に届け出てください。

- (2) 身分証明書の提出を求められる場合があるので、免許証等、身分が証明できるものを携帯してください。

13. 出店者説明会

- (1) 申し込みをされた出店者には、後日、出店者説明会のご案内を郵送します。
- (2) 次の日程で開催を予定していますので、**必ず出席**してください。

日時：7月28日（金）15：00～

場所：蕪崎市役所4階大会議室

- (3) **説明会に出席されない出店者は、申し込みを取り消します。**

※これまで、説明会を欠席した出店者が、当日様々なトラブルを起こしているため。

- (4) 説明会の受付の際、出店料を納入してください。
- (5) 出店料納入者に出店許可証、駐車券等をお渡しします。

14. 販売方法

- (1) 各出店者が責任を持って行ってください。
- (2) 価格は消費税込みの総額表示とし、各商品に値札を表示してください。
- (3) 表示関係、量目関係、販売関係など、法令に規定のあるものについては、出店者において十分注意をしてください。

15. 販売禁止品等

- (1) 販売に、免許や許可が必要なもの（危険物、医薬品、たばこなど）。
ただし、必要な免許や許可を得ている場合は認める場合もあります。
- (2) 社会通念上不適当なものあるいは違法なもの（盗品、偽ブランド商品など）。
- (3) 不良品（その旨を明記している場合は除く）や、賞味期限が切れている飲料・食品など。
- (4) **キュウリの浅漬けは、過去の祭りで、多くの食中毒患者を出したことから、販売を認めません。**
- (5) 上記の他、主催者が不適当と判断したもの。

16. 火気の使用（消防署からの指導事項）

(1) 消火器の常備（義務付け）

会場内での火気の使用は原則禁止とします。飲食物の調理販売に限り認めますが、プロパンガス、ガスコンロ、カセットコンロ、発電機、たこ焼き器、炭火焼き器、わたあめ製造機等を使用する場合は、各自で必要な措置（業務用消火器の常備は必須）を講じるとともに、事故等が発生しないよう細心の注意を払ってください。

①消火器は、10号の「業務用消火器」とすること。（「家庭用消火器」、「エアゾール式簡易消火具（スプレー式）」は認めません。）

②消火器の有効期限を必ず確認し、期限切れのものは常備と認めません。

- (2) プロパンガスからつなぐゴム管は、亀裂（破損）などがないかチェックし、古いものは交換をしてください。
- (3) ゴム管を三つ又の器具でつなぐことはできません。
- (4) プロパンガスが倒れないよう、ロープ等で固定してください。
- (5) その他消防機関より指示がある場合は従ってください。

17. 保健所からの指導事項

- (1) 食器、はし、フォーク、スプーン等は、合成樹脂製または紙製とし、1回の使用で廃棄してください。
- (2) まな板は、ゴム製または合成樹脂製を使用してください。
- (3) 仕込み等の作業は、当日現場ではできません。
※ 仕込み等の作業場所は、保健所の許可施設で行うこと。
- (4) その他保健所より指導がある場合は、その指示に従ってください。

18. 営業時間、搬入搬出

出店者説明会で説明します。

19. ゴミ処理

- (1) 出店者の材料残物やダンボール、包装紙等の他、会場内で生じたゴミ（食物の残りかす、容器等を含む）は、自店で販売した以外のものでも出店者同士が互いに回収し、必ず持ち帰ってください。
- (2) これまで、ダンボールや発泡スチロールを捨てる出店者や、河川に焼きそばソースなどを捨てる出店者がいたことから、ゴミ収集場所や堤防を監視する職員を配置します。
- (3) まつり翌日、朝7時より会場内の清掃を行うので、各出店者最低1名は参加することとし、不参加の場合は、今後のイベントへの出店はさせません。

20. その他

- (1) 出店許可証は必ず所持し、主催者等から確認を求められた場合は提示してください。
- (2) 出店資格審査通過後においても、出店権利の譲渡、名義貸しは厳禁とします。
- (3) 出店に必要な備品等の調達及び搬入搬出に係る費用等、出店料に含まれる貸与品以外のものは、全て出店者が用意し、その費用を負担してください。
- (4) 施設の破損、貸与品に損傷等を与えた場合には、原状復旧してください。
- (5) 売買等におけるトラブル、人身事故、物損や盗難等の事故は、全て当事者間で解決することとし、主催者は一切の責任を負いません。
- (6) 当実行委員会では、出店申込者等から提供いただいた個人情報については、当祭典にかかる利用目的以外の目的には使用しません。万一、当該目的以外で利用する場合には、必ず事前にお知らせいたします。
また、利用目的に照らして不要となった個人情報については、速やか且つ適正に廃棄いたします。
- (7) その他、出店者説明会時に配付する事項及び説明内容を厳守してください。

【出店申込・お問合せ先】

菫崎市商工会

菫崎市本町1-5-25 TEL: 0551-22-2204

武田の里まつり実行委員会事務局（市役所産業観光課観光担当内）

菫崎市水神1-3-1 TEL: 0551-22-1111